

第25回期

第18回浅川町農業委員会総会 議事録

1 開催日時 令和6年12月20日（金） 午後1時30分から午後2時15分

2 開催場所 浅川町役場 2階大会議室

3 出席委員（委員10人・推進委員9人）

会 長	10番	白川	清一
会長職務代理者	9番	酒井	秀忠
委 員	1番	兼子	泰彦
同	2番	高坂	和幸
同	3番	須藤	孝夫
同	4番	藤田	保幸
同	5番	富永	勉
同	6番	鈴木	啓
同	7番	須藤	一二
同	8番	小針	充則
推 進 委 員（簗輪・袖山）		関根	盛夫
同（中根松）		会田	信二
同（大草）		斎藤	良文
同（小貫・太田輪）		薄井	常義
同（里白石・福貴作）		須藤	寿行
同（里白石・福貴作）		鈴木	政古
同（山白石）		我妻	伸司
同（浅川・滝輪）		緑川	孝雄
同（東大畑・畑田）		小室	一男

4 欠席委員（推進委員1名）

推 進 委 員（山白石）岡田 勇弥

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第48号 農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項に基づく計画変更
の意見決定について 3件

議案第49号 非農地判断について

6 農業委員会事務局職員

事務局長 関根 恵美子

主 事 鈴木 勇太

7 会議の概要

事務局長	一同ご起立願います。礼、着席願います。 会長から開会と招集のご挨拶をいたします。
会 長	只今から、第18回浅川町農業委員会総会を開会いたします。 本日も年末のお忙しい中農業委員会総会にご参集いただきまして誠にありがとうございます。今年最後の農業委員会総会となります。光陰矢の如しと言いますけれども、今年もいろいろありましたがありました。最も大きなことは、7月から始まった地域計画策定のための座談会であったかなと思います。農業委員・推進委員に皆さんには座談会の進行やまとめ役を担っていただき大変ありがとうございました。まとめたら終わりではなく、これからの出発点だと思いますので引き続きよろしくお願ひしたいと思ひます。それとまだ未提出の地区があるようです。公告の時期などが決まっているとのことですので、引き続き対応していただければと思ひます。また、今年令和の米騒動などというものもあり、大変な年でありました。本日は総会終了後、農業者等との意見交換会を予定しております。長丁場になるかと思ひますけれども皆さんどうかよろしくお願ひします。さて、本日の議案ですけれども、48号、49号が提出されております。皆さんの慎重審議をよろしくお願ひいたします。
会 長	本日の出席委員は10名中10名です。 農業委員会等に関する法律第27条第3項の定足数に達しておりますので、第18回浅川町農業委員会総会は成立しました。 なお、推進委員の出席は10名中9名です。岡田勇弥推進委員が欠席となっております。
会 長	議事日程第1の議事録署名委員の指名についてお諮りいたします。 浅川町農業委員会会議規則第18条第2項に規定する議事録署名委員ですが、会長指名することで、ご異議ございませんか。 (「異議なし」の声)
会 長	異議なしと認め、6番、鈴木啓委員、7番、須藤一二委員を指名いたします。 次に、議事日程第2の会議書記の指名を行います。書記には事務局職員の鈴木主事を指名いたします。
会 長	それでは、議事日程第3、議案第48号、農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項に基づく計画変更についてですが、事務局の議案朗読の前に皆様にお諮りいたします。議案第48号①から③はそれぞれ関連がありますので、一括して審議したいと思ひますがご異議ございませんか。 (「異議なし」の声)
会 長	異議なしと認め、議案第48号①から③は一括審議とします。

事務局長	それでは、議案第４８号、農業振興地域の整備に関する法律第１３条第１項に基づく計画変更の意見決定について上程いたします。 事務局より議案の朗読を求めます。 【議案朗読】
会 長	議案第４８号①から③について、里白石・福貴作・染地区推進委員、須藤寿行委員の調査報告及び意見を求めます。
須藤（寿）委員	里白石・福貴作・染地区担当の推進委員の須藤寿行であります。議案第４８号農業振興地域の整備に関する法律第１３条第１項に基づく計画変更の①から③につきましては、ほ場整備に関連しておりますので、まとめた調査結果の報告及び意見として申し上げます。①の事業計画者、****氏、②****氏、③****氏からの計画変更案の申請事由は、農地中間管理機構関連の農地整備事業の計画が現在進められておりますことから、ほ場整備事業のためということでもあります。事業完了後には、土地の農業上の利用と、他の事業との調整に留意し、農用地として利用すべき農業上の利用を確保する必要がある、耕作目的とされる土地となるということ、編入につきましては問題ないものと判断しましたので、ご審議をお願いいたします。以上でございます。
会 長	事務局より補足説明をお願いします。
事務局長	補足説明いたします。 今回の申請人の３名の方は、農地中間管理機構関連農地整備事業を活用した****ほ場整備事業の対象となっている土地の所有者であります。この****ほ場整備につきましては、整備面積****ha、受益面積****haの整備を予定しており、ほ場整備を予定している農地の一部が農振農用地に含まれていないため、今回*筆***㎡の編入の申請がなされたものです。農用地区域への編入決定は町が県と協議して行うものですが、事前に農業委員会に意見を聞くことになっておりますので、今回議案に上がったところでございます。 農業委員会として、農用地区域への編入が問題ないか意見の決定をいただきたいと思います。以上です。
会 長	地区推進委員及び事務局の報告、説明が終わりましたので質疑を許します。 議案第４８号①から③について、質疑ございませんか。 （「異議なし」の声）
会 長	質疑なしと認め、農業委員の採決を取ります。 議案第４８号①から③について、異議なしとすることに賛成の農業委員は挙手をお願いします。 （全員挙手）

会 長	全員賛成ですので、議案第４８号、農業振興地域の整備に関する法律第１３条第１項に基づく計画変更①から③は異議なしと意見決定いたしました。 次に、議案第４９号、非農地判断について上程いたします。 事務局より議案の朗読及び説明を求めます。
事務局長	【議案朗読】 補足説明いたします。 皆様に８月から９月末にかけてご協力いただいた農地利用状況調査において再生不能、いわゆる「Ｂ分類」と判断されたものについて非農地判断するため今回議案にかけさせていただきました。 農地・非農地の判断は、農林水産省経営局長通知の「農地法の運用について」の第３（３）ウにおいて、農業委員が実施した農地法第３０条第１項に規定する農地の利用状況調査の結果、森林の様相を呈するなど再生利用が困難と判定された農地については、農業委員会総会において農地法第２条第１項に基づく、「農地」に該当しない旨判断することとされております。 今回、議案にかけられた田１５筆、８，４０６．００㎡、畑２８筆、２１，１２０．００㎡、合計４３筆、２９，５２６．００㎡については、雑木などが生い茂った農地の他に、狭小地や傾斜地に属する利用が困難な農地を含めた、非農地判断しても支障のないものと考えられるものになります。 今回、議決されますと、所有者のほか法務局、県および町課税部局に非農地判断された旨の通知をし、農地台帳の整理がなされることとなります。なお、所有者に対する通知には国の定める様式とは別に、Ｑ＆Ａを添える形で送付したいと考えております。以上、皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。
会 長	事務局より説明が終わりましたので質疑を許します。 議案第４９号について、質疑ございませんか。 （「異議なし」の声）
会 長	質疑なしと認め、農業委員の採決を取ります。 議案第４９号、非農地判断について、農地法第２条第１項に規定する「農地」に該当しない非農地と決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。 （全員挙手）
会 長	全員賛成ですので、議案第４９号、非農地判断については決定いたします。 さきほどの議案に関連して私から一つお願いがございます。今回、非農地と判断され通知が所有者に行くんですが、所有者が地目変更の申請を法務局に出さずに地目変更がされていないままになっている土地が数多くあります。皆さんには各農家からどうしたらいいのかなどの相談を受けた場合には法務局に行って地目の変更の手続きを取るようにお話ししていただければと思いますので、どうかよろしくお願いいたします。

	次に、その他に入ります。皆さんから何かございませんか。 なければ事務局より連絡事項をお願いします。
事務局長	事務局より連絡事項を申し上げます。次回の総会は1月17日（金）午後1時30分からはになります。また、2月の総会の予定を2月14日（金）でお知らせしているところですが、同じ日に議会の全員協議会となり、この議場が使えませんが、2月18日（火）に農業委員会総会を行いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。それから経営状況等に関する調査については書記より説明させます。
書 記	皆様の机に置かせていただいた農業経営状況等調査についてですが、この調査については、毎年行っており各農家の経営状況に関するアンケートとなっております。内容については、経営している農地面積や年間の常時日数、今後の農地利用について、後継者の有無等を調査するものとなっております、調査対象は昨年調査結果より農業経営を実際にしている方が調査対象となっております。 この調査票を農事組合ごとに振り分けてありますので、各農事組合長に配布していただくようお願いします。調査票の提出については、同封している各農事組合長宛の文書に、各組合員のものを取りまとめ、1月15日までに各委員さんへ提出するようにお願いしております。委員の皆さんには農事組合長から回収した調査票を、次回の総会の際に事務局へ提出いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。 なお、組合に所属されていない方については事務局から郵送で調査票を送付しており、提出期限が1月21日（月）となっております。
事務局長	活動記録簿の11月分を事務局まで提出をお願いいたします。本日はこの後農業者等と農業委員会との意見交換会を開催いたします。予定では2時半からとお伝えしておりますが、皆さんが揃い次第始めたいと思います。この意見交換会につきましては、活動記録簿への記載を忘れずをお願いいたします。事務局からは以上です。
会 長	それでは、以上を持ちまして第18回浅川町農業委員会総会を閉会いたします。
事務局長	ご起立願います。礼。ご苦勞様でした。

浅川町農業委員会会議規則第18条第2項の規定により署名押印する。

浅川町農業委員会 会 長 _____ (印)

同 議事録署名委員 _____ (印)

同 議事録署名委員 _____ (印)